



# 「災害共済給付の基準について」(昭和61年6月17日付け日体健安業第340号)の一部改正について(通知)

日体健安業第445号  
平成15年6月20日  
日本体育・学校健康センター理事長 雨宮 忠

児童生徒等の疾病でその原因である行為が学校の管理下においてなされたものの災害共済給付については、標記基準により取り扱ってきたところでありますが、近年、学校の管理下において、事件・事故やいじめ等により、精神的な疾患に罹患する児童生徒等が増加しているため、このたび、同通知の一部を左記のとおり改正しましたので、今後の給付審査事務に遺漏のないようお取り計らいください。

### 記

## 災害共済給付の基準について(昭和61年6月17日付け日体健安業第340号)の一部を次のように改正する。

1 災害共済給付の基準「負傷・疾病の範囲」の施行規則第5条第7号規定関係の「外部衝撃、急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動又は心身に対する負担の累積に起因することが明らかであると認められる疾病のうち特にセンターが認めたもの」中、「外部衝撃に

起因する疾病」の説明欄の「五」の(7)の次に次の(8)を加える。

(8) 身体的若しくは精神的な衝撃によって生じた心的外傷後ストレス障害などの疾患(注21-2)

2 災害共済給付の基準「負傷・疾病の範囲」の施行規則第5条第7号規定関係の「外部衝撃、急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動又は心身に対する負担の累積に起因することが明らかであると認められる疾病のうち特にセンターが認めたもの」中、「心身に対する負担の累積に起因する疾病」の説明欄の「四」の(3)の次に次の(4)を加える。

(4) 精神的な負担が継続的に加わったことにより発症したと認められる心因反応などの疾患(注33-2)(注33-3)

3 災害共済給付の基準の(注)中、(注21)

の次に(注21-2)を加える。

4 災害共済給付の基準の(注)中、(注33)の次に(注33-2)及び(注33-3)を加える。

5 この改正は、平成13年4月1日以降に発生した災害に適用する。

### 予告

## 第35回広島医家芸術展 開催のお知らせ

今年度も左記により医家芸術展を開催いたします。期間中みなさまのご来場お待ちしております。  
作品の応募については、9月頃の募集コーナーへ要項等掲載いたします。

### 記

とき 12月2日(火)～7日(日)

午前9時～午後5時  
広島県立美術館  
地階県民ギャラリー

参考：新旧対照表

規定	内 容	改 正 後	改 正 前
施行規則第五十七条	外部衝撃、急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動又は心身に対する負担の累積に起因することが明らかであると認められる疾病のうち特にセンターが認めたもの		
	外部衝撃に起因する疾病	<p>五 センターが認める疾病は次のようなものである。</p> <p>(7) 精神的な衝撃によって発症した脳貧血その他自律神経失調による疾患</p> <p>(8) 身体的若しくは精神的な衝撃によって生じた心的外傷後ストレス障害などの疾患(注21-2)</p>	<p>五 センターが認める疾病は次のようなものである。</p> <p>(7) 精神的な衝撃によって発症した脳貧血その他自律神経失調による疾患</p>
施行規則第五十七条	心身に対する負担の累積に起因する疾病	<p>四 センターが認める疾病は、次のようなものである。</p> <p>(4) 精神的な負担が継続的に加わったことにより発症したと認められる心因反応などの疾患(注33-2)(注33-3)</p>	<p>四 センターが認める疾病は、次のようなものである。</p>
		<p>(注21-2)</p> <p>ここにいう「身体的若しくは精神的な衝撃によって生じた心的外傷後ストレス障害など」とは、実際に、又は危うく死ぬ又は重傷を負うような出来事を一度又は数度、若しくは自分又は他人の身体の保全に迫る危険を、その人が体験し、目撃し、又は直面するといったことに因る精神障害などをいう。</p> <p>例えば、大規模事故災害、犯罪被害等による凄惨な事故現場に居合わせて、目撃するといったことに因るものが含まれる。</p> <p>なお、自身が危険を体験し、目撃したものではないが、他の人が実際に、又は危うく死ぬ又は重傷を負うような出来事による混乱の場に自分が居て、異常な感情を共有した者が発症した精神障害などについても給付の対象とする。</p> <p>(注33-2)</p> <p>ここにいう「精神的な負担が継続的に加わった」とは、精神的な苦痛をもたらすような行為が継続的に行われた場合をいう。</p> <p>例えば、いわゆる「いじめ」の類で、一定の者から特定の者に対し、集中的、継続的に苦痛を与える行為が行われた場合がこれに該当する。この場合、精神障害の発症には個人の素質の影響も強いことから、一般の児童生徒等が心因反応などの疾患に至る程度のものについて給付の対象とする。</p> <p>なお、「いじめ」とは具体的には、「仲間はずれ」、「無視」、「悪口」、「ひやかし・からかい」、「持ち物隠し」、「殴る」、「蹴る」等をいう。</p> <p>(注33-3)</p> <p>教師の正当な教育活動における指示・注意などは前記33-2でいう「精神的な負担が継続的に加わった」には含まない。</p>	